

知ろう 活かそう つなごう ～おおいたの自然といのちの輝き～

おおいたの 生きものを守りましょう

指定希少野生動植物

オナガラムシオイガイ
(ムシオイガイ科)
平成27年3月31日指定

表



裏



本県は豊かな自然に恵まれ、そのなかで多くの野生動植物が育まれています。生物多様性を支えるこれらの野生動植物を守ることは、我々自身の健康で文化的な生活を確保することにもつながる極めて大切なことです。

しかし、様々な開発や過剰な捕獲等により、多くの種が絶滅し、また、絶滅のおそれが増大しつつあります。

野生動植物が一旦絶滅すると復元することは不可能であり、生態系のバランスを変化させるおそれがあるばかりでなく、その種のもたらす様々な恩恵を永久に失うことは取り返しのつかないことでもあります。

このような理由から、県内に生息・生育している絶滅のおそれのある野生動植物を保護するため、平成18年3月に「大分県希少野生動植物の保護に関する条例」を制定しました。

このリーフレットで紹介する21種の動植物は、特に保護を図る必要があると認められるため、この条例に基づき「指定希少野生動植物」として指定したものです。

大分県

大分県希少野生動植物の保護に関する条例

では、次のようなことを定めています。

- 指定希少野生動植物の指定
- 個体の取扱いに関する規制（個体の所有者の義務等・個体の捕獲及び所持等の禁止）
- 生息地等の保護に関する規制（土地の所有者の義務等・生息地等保護区）
- 外来生物に関する施策等
- 保護管理事業
- 推進体制
- 罰則

指定希少野生動植物の指定について

県は、これまでに、希少野生動植物保護基本方針に基づいて、特に人為の影響により絶滅の危険性が高い野生動植物21種を、指定希少野生動植物として指定しました。写真、生息地等についてはこのリーフレットに掲載しています。

なお、指定希少野生動植物は、今後追加指定や指定解除をする可能性があります。

※ 指定希少野生動植物の選定に関する基本的な事項

指定希少野生動植物については、その県内における生息・生育状況が、人為の影響などにより存続に支障を来す事情が生じていると判断される種で、以下のいずれかに該当するものを選定しています。

- 種の存続に支障を来す程度にその種の個体の数が著しく少ないこと。
- その種の個体の数が著しく減少しつつあること。
- その種の個体の生息地又は生育地が消滅しつつあること。
- その種の個体の生息又は生育の環境が著しく悪化しつつあること。
- 以上の項目のほか、種の存続に支障を来す事情があること。

— 指定希少野生動植物に関する規制について —

指定希少野生動植物を、許可なく捕獲、採取、殺傷又は損傷（以下、「捕獲等」といいます。）したり、条例に違反して捕獲等をした種の個体又はその器官の譲渡若しくは譲受け又は引渡し若しくは引取りをすることはできません。

条例には罰則を定めており、違反すると1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処される場合があります。

ただし、学術研究や繁殖など指定種の保護に資すると認められる目的で捕獲等する場合は、知事の許可を受け行うことができます。許可の手続きについては、大分県生活環境企画課にお問い合わせください。（連絡先は、このリーフレットの裏表紙に記載しています。）

条例、基本方針、指定希少野生動植物等について、より詳しくお知りになりたい場合は、大分県庁のホームページをご利用ください。

大分県希少野生動植物の保護に関する条例

検索

指定希少野生動植物21種について、写真と主な生息・生育地などについて掲載しています。

指定希少野生動植物の紹介



植物13種



タマボウキ (ユリ科)

〔主な生育地〕 九重火山群の火山性草原

〔生育環境・形態・絶滅危機の要因等〕

丘陵地や低山地の草原に生育する、草丈50～100cmの多年草。花期は5～6月。生育地一帯の草原開発や野焼きの停止による植生遷移の進行、植林などによる減少が懸念される。

ヒメユリ (ユリ科)

〔主な生育地〕 玖珠丘陵地・山地や由布・鶴見火山群とその周辺地

〔生育環境・形態・絶滅危機の要因等〕

丘陵地や低地の日当たりのよい草原に生育する、草丈60～100cmの多年草。花期は7～8月。草原の開発、植林、草原の放置による森林化等で生育地が狭くなることや、採取圧が高いことによる減少が懸念される。



チョクザキミズ (イラクサ科)

〔主な生育地〕 大野川上流域

〔生育環境・形態・絶滅危機の要因等〕

滝のしぶきを浴びるような湿った岩に生育する、草丈20～50cmの柔らかい多汁な多年草。花期は7～10月。河川工事や道路工事などで生育地が改変されることにより減少が懸念される。

ナガバヒゼンマユミ (ニシキギ科)

〔主な生育地〕 耶馬溪地区

〔生育環境・形態・絶滅危機の要因等〕

低地の林内に生育する、樹高4～8mの常緑小高木。花期は5～6月。草刈り、森林伐採による個体数減少が懸念される。



イワギク (キク科)

〔主な生育地〕 玖珠丘陵地・山地、九重火山群

〔生育環境・形態・絶滅危機の要因等〕

岩場に生える多年草。草丈10～60cm、直径3～6cmの大きな頭花を咲かせる。採取圧が著しく高いことによる減少が懸念される。

ヒゴタイ (キク科)

〔主な生育地〕 主として由布・鶴見火山群、九重火山群及び祖母山、佐賀関半島

〔生育環境・形態・絶滅危機の要因等〕

丘陵地から火山山頂帯の日当たりのよい草原に生育する、草丈1m程度の多年草。花期は8～9月。野焼きの停止などによる生育環境の変化や、採取圧が高いことによる減少が懸念される。



イワギリソウ (イワタバコ科)

[主な生育地] 国東半島

[生育環境・形態・絶滅危機の要因等]

丘陵地の岩上に生育する、草丈10～20cmの多年草。花期は5～6月。採取圧が著しく高いため、減少が懸念される。



ホウライクジャク (ホウライシダ科)

[主な生育地] 県南の石灰岩地域

[生育環境・形態・絶滅危機の要因等]

低地の風化した石灰岩地に張り付くように生育している、草丈5～10cmの多年草。胞子期は7～10月。生育地が道路拡幅工事などにより著しく悪化することによる個体数の減少が懸念される。

オトメクジャク (ホウライシダ科)

[主な生育地] 耶馬溪地区、別府湾沿岸域

[生育環境・形態・絶滅危機の要因等]

日当たりのよい水田の畦岸の石垣の間や道路の法面などに生える、葉の長さが10～15cmの多年草。農地の基盤整備工事、道路の拡幅工事、採取圧が高いことによる減少が懸念される。



オオミズゴケ (ミズゴケ科)

[主な生育地] 耶馬溪地区、津江山地、玖珠丘陵地・山地、九重火山群

[生育環境・形態・絶滅危機の要因等]

丘陵地から山地の湿地で生育する、草丈10cm以上の大型のミズゴケ。湿原の開発や乾燥、森林の伐採による生育地の改変や、採取圧が著しく高いことによる減少が懸念される。

ナゴラン (ラン科)

[主な生育地] 豊後水道後背地域、大野川上流域、北川上流域

[生育環境・形態・絶滅危機の要因等]

常緑広葉樹の樹幹や岩上に着生する多年草。花卉に紅紫色の斑紋がある。自然林の伐採や、採取圧が著しく高いことによる減少が懸念される。



オグラセンノウ (ナデシコ科)

[主な生育地] 津江山地、九重火山群

[生育環境・形態・絶滅危機の要因等]

湿原に生える多年草。茎の高さは60cm～100cm。花期は7～8月。湿地の開発、植生遷移の進行による生育環境の変化、採取圧が高いことによる減少が懸念される。

ヤツシロソウ (キキョウ科)

[主な生育地] 九重火山群、大野川上流域、祖母・傾山地

[生育環境・形態・絶滅危機の要因等]

火山性の草原に生える多年草。草丈40～80cm。紫色の花を8～9月につける。野焼きの停止による植生遷移の進行や採取圧が高いことによる減少が懸念される。





カブトガニ (カブトガニ科)

[主な生息地] 別府湾 (主に守江湾)、周防灘

[生息環境・形態・絶滅危機の要因等]

主に干潮時に干潟のできる砂泥質の内湾に生息し、成体で体長50~60cmになる。干潟や沿岸の埋立工事により生息地が狭まることが懸念される。

オオウラギンヒョウモン (タテハチョウ科)

[主な生息地] 日田市、中津市、玖珠町、九重町、杵築市、別府市、由布市、大分市、竹田市、臼杵市、豊後大野市、佐伯市

[生息環境・形態・絶滅危機の要因等]

日当たりのよい草地に生息する、大型のヒョウモンチョウ。夏に成虫となる。大規模な草地改良、水田畦畔の舗装、河川法面のコンクリート化等による生育地の減少が懸念される。



クロシジミ (シジミチョウ科)

[主な生息地] 日田市、中津市、杵築市、九重町、別府市、由布市、大分市、竹田市、佐伯市

[生息環境・形態・絶滅危機の要因等]

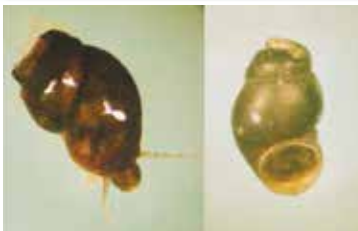
草原疎林や荒れ地、堤防草地などで生息する、大型のシジミチョウ。夏に成虫となる。観光開発、宅地開発などによって生息地が改変されることが懸念される。

ハッチョウトンボ (トンボ科)

[主な生息地] 宇佐市 (安心院町)、杵築市 (山香町)

[生息環境・形態・絶滅危機の要因等]

陽当たりがよく、絶えず浸出水が供給される湿地などに生息する。体長20mm前後、トンボ科では国内で最も小型の種。オスは鮮紅色、メスはトラフ模様と雌雄異型。近年の開発等によって発生個体数が激減し、生息地の一部ではすでに絶滅。湿地の減少など生息環境の悪化が懸念される。



オンセンミズゴマツボ (ミズゴマツボ科)

[主な生息地] 由布市 (湯布院町)

[生息環境・形態・絶滅危機の要因等]

湯口から流出する36℃~45℃の温泉水中に生息している。殻は卵形で高さが4.5ミリ、径が2.3ミリほど。温泉中に生息する淡水巻貝は世界に例がない。生息地が温泉地であるため、開発行為等による生息環境の悪化が懸念される。

オナガラムシオイガイ (ムシオイガイ科)

[主な生息地] 佐伯市、臼杵市、津久見市

[生息環境・形態・絶滅危機の要因等]

石灰岩地のくぼ地やれきの間、落ち葉の下などに生息する。人による採取や開発などの影響により、絶滅の危険性が高まっている。



クボハゼ (ハゼ科)

[主な生息地] 周防灘に注ぐ河川、大分川水系、大野川水系、番匠川水系、豊後水道に注ぐ河川

[生息環境・形態・絶滅危機の要因等]

表層に泥がたまる礫底の河口域に生育する、体長35mmの前後のハゼ。河口・沿岸域の護岸工事などにより失われた生息地が多くなり、絶滅の危険性が高まっている。

チクゼンハゼ (ハゼ科)

[主な生息地] 山国川水系、周防灘に注ぐ河川、大野川水系、別府湾に注ぐ河川、番匠川水系

[生息環境・形態・絶滅危機の要因等]

砂底、砂泥底の河口干潟に生育する、体長35mmの前後のハゼ。河口・沿岸域の護岸工事により失われた生息地が多くなり、絶滅の危険性が高まっている。



《 希少野生動植物を守るには 》

種によっては、捕獲等の禁止だけでなく、生息地、繁殖地等の保護や、生息環境を維持するための措置を講じることが必要です。

日頃のちょっとした気配りや活動が、野生動植物の保護に役立ちます。

- 花を折ったり、掘ったりせず、自然の状態を観察しましょう。
- 写真を撮るときは、周囲の環境を壊さないよう注意して撮影しましょう。
- 動物は人間の残した痕跡（足跡、におい等）があると、住みかを放棄することがあります。山を歩く際はなるべく周囲を荒らさないように心がけましょう。
- 県下の様々な地域で色々な野生動植物を対象とした保護活動が、NPO等の団体により行われています。これらの団体が活動の担い手を求めている場合は、ボランティアとして参加してみましょう。

大分県希少野生動植物の保護に関する条例は、県民等、事業者、市町村及び県が一体となって希少野生動植物の保護を推進することを目指しています。

◎ 事業者の責務

事業者の方には是非お願いしたいこと

- 事業者の方は、開発行為を行う際には事業地及びその周辺に生息・生育する野生動植物の保護に配慮するようお願いいたします。
- 指定希少野生動植物が事業地やその周辺地域に生息・生育している場合、知事の許可を要することがありますので県（生活環境企画課）に相談してください。

◎ 県民等や自然保護活動団体との協働

県内の野生動植物の生息・生育状況を把握し、充実した保護施策を実施するためには、県民、自然保護ボランティア団体の皆さまの活動が欠かせません。

野生動植物の保護をはじめとした自然保護・環境保全に取り組む方々の活動は、非常に重要です。

県は、県内各地のボランティア組織に対し、技術的・手続的な助言や活動に対する支援を積極的に行います。

◎ 市町村との連携

希少野生動植物の保護を効果的に行うためには、地域ごとの取り組みが重要です。

県は、市町村が実施する取り組みについて、助言や側面的な支援をおこないます。

大分県希少野生動植物保護推進員

希少野生動植物の保護や生息・生育環境の保全、情報収集等についてご協力いただくため、希少野生動植物の保護に対する熱意と識見を有する方を大分県希少野生動植物保護推進員に委嘱しています。現在92名の方々に、平成26年4月1日から平成29年3月31日までの任期でボランティアとして次の活動に従事していただいています。

- 希少野生動植物の保護及びその生息・生育する自然環境の保全に関する啓発、調査、助言等
- 次の場合に、生活環境企画課に連絡すること。
 - ① 希少野生動植物の捕獲・採取や環境汚染等、保護上重大な問題があるとき
 - ② その他重要な事項が判明したとき

大分県希少野生動植物の保護に関する条例 啓発リーフレット

平成28年4月発行

編集・発行 大分県 生活環境部 自然保護推進室 自然保護班
大分市大手町3丁目1番1号